

消費者裁判手続特例法の改正概要等

(消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律による改正)

現行法の内容

- 国民生活センター及び地方公共団体は、特定適格消費者団体に対し、消費生活相談に関する情報を提供することができる

※国（消費者庁）が保有する情報の提供を行うことはできない

- ★事業者が法違反行為をした場合には、共通の原因等を有する違反行為により、多数の消費者に被害が発生（特に、特定商取引法等の違反行為は、被害者数も多く、被害総額も高額となる傾向）

⇒ 特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を提起し、請求を認容する判決を得ることができれば、その後の簡易確定手続を通じ、消費者被害の迅速な回復が可能

改正の概要

- 国（消費者庁）は、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度において、特定商取引法又は預託等取引法に基づく行政処分に関して作成した書類で内閣府令で定めるものを提供することができることとする

- 書類の提供を受けた特定適格消費者団体による被害回復裁判手続に利用する目的以外の利用等を禁止

(参考) 改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）【抜粋】

（特定適格消費者団体への協力等）

第九十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を適切に追行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）又は預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）に基づく処分に関して作成した書類で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により書類の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該書類を当該被害回復裁判手続の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。